

令和4年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ・ その他 ）

No	8	府 省 庁 名	経済産業省
対象税目	個人住民税 <u>法人住民税</u> <u>事業税</u> 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望 項目名	特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の課税の特例の拡充及び延長		
要望内容 (概要)	・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 国内の事業会社またはその国内 CVC が、スタートアップ企業とのオープンイノベーションに向け、スタートアップ企業の新規発行株式を一定額以上取得する場合、その株式の取得価額の 25%が所得控除される制度 ・ 特例措置の内容 オープンイノベーション促進税制の期限を令和6年3月31日まで延長するとともに、我が国におけるオープンイノベーションの更なる促進の観点から、必要な拡充を図る。		
関係条文	租税特別措置法第 66 条の 13		
減収 見込額	[初年度] — (—) [平年度] — (—) [改正増減収額] — (単位：百万円)		
要望理由	(1) 政策目的 事業会社の有する経営資源を最大限活用したオープン・イノベーションを促進し企業の事業再構築を促すとともに、ユニコーン級ベンチャーの育成を図り、ウィズコロナ・ポストコロナにおける我が国企業の競争力を強化することを目的とする。 (2) 施策の必要性 日本企業の稼ぐ力は諸外国に比べて低く、その原因は、付加価値の高い新しい事業展開ができていないことにある。日本の企業がこうした課題を克服するためには、スタートアップ企業の経営資源を取り込むことが重要である一方、スタートアップ側にとっても大企業の資金等の経営資源を活用することは成長に不可欠である。 しかしながら、日本における事業会社からスタートアップ企業への出資は諸外国に比べ極めて低調であり、我が国における人材・技術・資本のオープン・イノベーションを促進するとともに、ユニコーン級ベンチャーの育成を図り、日本企業の国際競争力を強化するため、一定の要件を満たしたベンチャー投資を行う事業会社を対象とした税制優遇措置を令和2年度税制改正で創設したところ。 本税制の支援の結果、昨年度はコロナ禍によりベンチャー投資の全体額が減少する中、事業会社によるスタートアップ企業への投資額が増加しており、本税制の効果が一定程度あつたものと認識している。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響で事業会社が新規投資に対して慎重になるなどして、令和3年現在、依然事業会社によるベンチャー投資は当初期待をしていた水準には至っておらず、また、事業会社によるベンチャー投資額は、米国で我が国の 20 倍程度、中国も 4 倍程度であり、本税制の後押しがあってもなお現時点では諸外国に大きな後れを取っている状況である。一方で、ウィズコロナ・ポストコロナの世界において、来る DX 等の急速な産業構造転換に迅速に対応し、既存の付加価値の向上と新たな付加価値の創出を実現するには、事業会社とベンチャー企業のオープン・イノベーションを更に加速することが不可欠である。		

	以上のことから、引き続き事業会社とベンチャー企業のオープン・イノベーションを促すため、本税制の期限を令和6年3月31日まで延長することを要望するとともに、我が国におけるオープン・イノベーションの更なる促進の観点から、必要な拡充を図る。
本要望に対応する縮減案	—

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	経済成長 新陳代謝 【成長戦略フォローアップ（令和3年6月18日閣議決定）】 6. ウィズコロナ・ポストコロナの世界における我が国企業のダイナミズムの復活～スタートアップを生み出し、かつ、その規模を拡大する環境の整備 （5）スタートアップのエコシステム形成に向けた包括的支援 新型コロナウイルス感染症の拡大の影響を受けて、スタートアップ企業と事業会社によるオープン・イノベーションが弱まることのないよう、イノベーションの担い手となるスタートアップ企業への多様な資金の供給を、環境整備等を通じて促進し、成長につなげていく。 【成長戦略フォローアップ 工程表（令和3年6月18日閣議決定）】 6. ウィズコロナ・ポストコロナの世界における我が国企業のダイナミズムの復活～スタートアップを生み出し、かつ、その規模を拡大する環境の整備 （5）スタートアップのエコシステム形成に向けた包括的支援 スタートアップ企業への多様な資金の供給を、環境整備等を通じて促進 【成長戦略実行計画（令和3年6月18日閣議決定）】 5. スタートアップのエコシステム形成に向けた包括的支援 スタートアップのエコシステムを形成するため、新SBIR制度に基づくスタートアップからの政府調達増大、雇用を増やすスタートアップに対する金融面などの支援、経営者保証ガイドラインの見直し、兼業・副業の促進など、包括的な支援策を立案する。この際、産業界に対して、新卒時や転職時の選択の幅の拡大を求めることなどを通じ人材の流動化を図る。また、今後、スタートアップの柔軟な会社経営を可能とする制度の見直しやレイターステージの資金獲得に係る課題への対応等について、引き続き検討を行う。 【経済財政運営と改革の基本方針 2021（令和3年6月18日閣議決定）】 第2章 次なる時代をリードする新たな成長の源泉～4つの原動力と基盤づくり～ 5. 4つの原動力を支える基盤づくり （1）デジタル時代の質の高い教育の実現、イノベーションの促進 スタートアップを生み出し、その規模を拡大する環境の整備を進めるため、兼業の仕組みを改革するとともに、資金調達環境の整備や大企業との取引適正化を始めとした包括的な支援策を講じていく。
		政策の達成目標 事業会社が出資を通じてスタートアップ企業に経営資源を共有し、共同でオープン・イノベーションを実施するとともに、スタートアップ企業が事業会社の経営資源を活用して更なる成長を遂げる。
		税負担軽減措置等の適用又は延長期間 令和4年4月1日～令和6年3月31日（2年間）
		同上の期間中の達成目標 政策の達成目標と同じ。
	政策目標の達成状況	○事業会社等によるベンチャー投資額（2019年度～2020年度） 1732億円（2019年度）→1789億円（2020年度） ※ベンチャー投資額全体額はコロナ禍の影響もあり2019年から2020年にかけて約12.6%減少
有効性	要望の措置の適用見込み	令和4年度 322社 2,370億円程度／年 令和5年度 433社 3,187億円程度／年 ※拡充部分については精査中であり、延長部分のみ

	要望の措置の 効果見込み (手段としての 有効性)	2020 年度の事業会社等による国内ベンチャー投資全体のうち約 14%が実際に本税制の適用を受けており、非常に活用割合が高く政策効果の高い施策であると言える。したがって、本税制の延長及び拡充は、事業会社等によるベンチャー投資の促進に大きく寄与するものと考えている。
相 当 性	当該要望項目 以外の税制上の 支援措置	—
	予算上の措置等 の要求内容 及び金額	—
	上記の予算上 の措置等と 要望項目との 関係	—
	要望の措置の 妥当性	ウィズコロナ・ポストコロナにおける事業会社の事業再構築と、スタートアップ企業の更なる成長を実現するためには、事業会社とスタートアップ企業との出資を通じたオープン・イノベーションを促進する必要がある。 事業会社が行うベンチャー投資について、税制措置を講じ投資インセンティブを付与することは、当該目的を達成する上で、政策手段として有効である。 更に、本特例措置では純投資ではなく、オープン・イノベーションに向けた出資のみに支援の対象を限定することで、必要最小限の支援措置となるよう制度設計がなされている。